# 里 耶秦簡における単独簡について

### はじめに

まり、 書式の文書に、冊書は整った書式の文書に用いられる。つ 応していたのである。 行政文書についていえば、単独簡と冊書は、明らかに区別 約書の類はもちろん、行政文書にも用いられている。 ろん居延でも、単独簡はさかんに用いられた。証明書や契 で内容が完結し、従って編綴せずに用いる簡をさす。 多用されていることである。ここにいう単独簡とは、 して使われていた。即ち、 周知の如く、 単独簡と冊書という簡牘の形態は、 里耶秦簡の特徴の一つは、 単独簡は記と称せられる簡略な 文書の性質に対 板状の単独簡が もち 一枚 ただ

しかし、里耶秦簡にはこうした区別は当てはまらない。

#### 角 谷 常 子

ある。 書いて送ったりと、居延にはない使い方が見られるからで 本稿では、里耶と居延における単独簡の使い方を検討し、

整った書式の公文書に単独簡を用

いたり、

帳簿を単独簡

里耶において単独簡が多用された理由を探ってみたい。

#### 1 牘とは何か

には六㎝ほどのものもある。こうした幅の広い簡を牘と称 する、というのが一般的な認識のようである。 cm程度で、二行書きの簡)以上の幅をもつものが多く、 れまで牘と自称する出土簡がないばかりか、簡牘資料の中 居延における単独簡は、少なくとも両行 (幅二~二・五 しかし、こ 中

をあげるが、幅については触れていない。維も『簡牘檢署考』の中で、木質の書写材料の例として牘には牘という語そのものも見いだすことができない。王国

とうに幅が広いのだろうか。改めて牘とは何かを確認して二四以下のものもあり、幅は必ずしも広くない。牘はほんはじめて現れたのである。ただ、それら自称簡の中には幅こうした状況の中、里耶秦簡において牘と自称する簡が

された解釈であろう。おそらく、文献史料と出土資料双方を結び合わせて導き出おそらく、文献史料と出土資料双方を結び合わせて導き出るもそもなぜ贖=幅広と考えられたのだろうか。それは

版なり」とあり、牘は書写用の板だという。さらに、『儀礼』まず文献史料をみると、『説文解字』七篇上に「牘は書

聘礼の、

と注をつけ、さらに賈公彦は「簡謂據一片而言、策是編連に鄭玄は「名、書文也。今謂之字。策、簡也。方、版也。」名書於方。

程度である。すると一〇〇字ならば三~四行ということにかどうかはわからないが、簡を編連することと対照されてかどうかはわからないが、簡を編連することと対照されてかることからすれば、方は編綴せずに使うと考えているのいることからすれば、方は編綴せずに使うと考えているのいることからすれば、方は編綴せずに使うと考えているのいることがはわからないが、簡を編綴して策(冊)書とし、之稱。」と、百字以上書く時は簡を編綴して策(冊)書とし、之稱。」と、百字以上書く時は簡を編綴して策(冊)書とし、

に用いる木簡、ということになる。字程度、行数でいえば四行程度まで書けて、かつ編綴せず以上のことをまとめると、牘とは、字数でいえば一〇〇

なる。

『儀礼』の記事を、行政文書一般に適用できるかどうかはこのように一○○字を基準にして策と方をわけるという

え一行でも、それで完結しているのであれば牘なのである。ついていえば、一〇〇字程度書ければよいのだから、たとに求めていること自体は注意してよい。ただし問題の幅に別の問題ではあるが、単独簡と冊書の違いを文字数の多寡

礼』の記事に、居延に見られる札と両行を組み合わせ、一ならば、なぜ幅が広いと考えられたかというと、この『儀つまり、『儀礼』からは、牘=幅広とは言えないのである。

の種類の名称であり、従って牘とはそもそも範疇を異にす 全般における種類の名称ではなく、あくまでも冊書用の簡 定したからではないだろうか。おそらく札や両行は、 行書き(札)→二行書き(両行)→それ以上

### 2 単独簡使用の実例

延とは違っていた。そこで、その具体的な使い方を示して 里耶秦簡には単独簡が多いだけでなく、

# ①帳簿本文と送り状を書いたもの

はり贖は幅とは関係なさそうである。 みえる。ちなみにそれらの簡の幅は一七㎜~三六㎜と、 簡一、簡二、簡三である。そこには「贖北」(北=背)と 里耶秦簡で初めて牘と自称する簡が出土したが、それが Þ

簡

卅五年三月庚寅朔辛亥倉銜敢言之疏書吏徒上事尉府

編綴しないことにあるといえよう。 るものなのであろう。ならば、牘の本質は単独使用、 その使い方が居 (牘)、 と想 即ち 簡牘 簡二 令佐温 城旦鬼薪十八人 敢言之 (正) 續 者贖北食皆盡三月遷陵田能自食謁告過所縣以縣郷次 更戍士五城父西中 更戍士五城父陽翟執

食如律雨留不能投宿齎當騰々來復傳敢言之 (正

卅年六月丁亥朔甲辰田官守敬敢言之疏書日食牘北上 臖手 背) 八一一五一七 (幅三六 m

小城旦十人 隸妾居貲三人

小春三人

逐手 (背) 戊申水下五刻佐壬 八—一五六六 以來 (幅一七mm /尚半

春廿二人

卅四年八月癸巳朔癸卯戸曹令史□

簡三

廿八年見百九十一戸 盡卅三年見戸數牘北移獄具集上□□

一 定

卅二年見百六十一戸口

卅三年見百六十三戸□

卅年見百五十五戸

廿九年見百六十六戸

卅一年見百五十九戸

八—四八七十二〇〇四 (幅二三 m

						簡六						簡五							簡四
=手	八月乙酉庫守悍敢言之碕	城旦人約車登	城旦一人治輸□□	城旦二人繕甲□□	=一人春五人受倉隸臣一人・凡十一人	廿九年八月乙酉庫守悍作			□々下一佐居以來/ □	三人行廟 🛮	一人除道澤務□□	□囚吾作徒薄 九人與吏		八—	十二月乙卯水十一刻々下一佐貳以來□	十二月乙卯畜官守丙敢言之上敢言口	受倉隸妾三人	受司空居貲一人	卅年十二月乙卯畜□□□
	八月乙酉庫守悍敢言之疏書作徒薄牒北上敢言之/逐	春三人級□娃(正)	隸臣一人門負劇	丈城旦一人約車缶	二人·凡十一人	廿九年八月乙酉庫守悍作徒薄受司空城旦四人丈城旦		八一六八一(幅一二㎜~)	(岩戸)	(正)		九人與吏上事守府 🗆		八—一九九+六八八(幅一九皿)	-一佐貳以來☑(背)	己上敢言□	一人□(正)	凡□	]作徒薄  🗵
				簡八												簡七			
五月壬戌都郷守是□□□□	二人病	一人捕獻	受司空城旦一人倉隸妾二人	卅一年五月壬子朔壬戌都郷守是徒薄▽		四五八㎜)	八—一四三四+一〇六九+一五二〇	五月庚子日中時佐横以來/	敢言之/横手	卅二年五月丙子朔庚子庫式	二人捕羽 一亥 一羅(正)	一人紅竈	□徐□娃聚	其十二人爲輿奬』慶忌魁-	薪一人舂三人受倉隸臣二人・凡十五人	卅二年五月丙子朔庚子庫式		八一六八六	乙酉旦隸臣負解行廷
	(正)		∧	炒守是徒薄☑			+一五二〇(幅二八㎜×長	/ 圂發		卅二年五月丙子朔庚子庫武敢言之疏書作徒日薄一牒				其十二人爲輿獎」慶忌鬼」鬼」船」何」取」交」頡	八・凡十五人	卅二年五月丙子朔庚子庫武作徒薄受司空城旦九人鬼		八一六八六+八一九七三(幅一九皿)	(北目)

# 五月壬戌旦佐初以來/氣發2(背)

八—二〇一一(幅二五㎜

其五人求羽吉□哀一人作務宛

簡九

卅一年後九月庚辰朔壬寅少内守敞作徒薄受司空鬼薪

後九月庚辰朔壬寅少内守敞敢言之上敢言之/☑ 正

八一二〇三四

後九月壬寅旦佐□以來

/尚發

(背

(幅二一mm

択された意味を考えるためには、内容だけではなく、その の諸機関が県に帳簿を送付した文書である。 るいは発信記録が記されたものもある。ただ、単独簡が選 の木簡の表裏に帳簿本文と送り状が書かれ、中には受信あ これらは倉・庫・田官・少内及び郷など、遷陵県管轄下 いずれも一枚

の他に遷陵県の受信記録が記されている。 簡四、 簡五、 簡七~簡九には、 帳簿本文と送り状 一般に、 ある文

現在解答が出せないが、

である。

従って、

筆の異同や同筆である理由については、

少なくとも帳簿と送り状を単独簡

た書式の文書が単独簡で実際に送付されていたこと、

てみよう。

ものかも重要な要素となる。この点について上掲諸簡をみ 文書がオリジナルか控えかなど、文書処理上のどの段階の

> 信者側が筆記する)と、受信記録(=受信側が筆記する) ば、それは出土地が受信したオリジナル文書であると判断 できる。しかし上掲諸簡には、帳簿本文及び送り状(=発

書が宛先で出土し、かつ本文と別筆になる受信記録があれ

た。もし、文書全体が同筆だとするならば、それはどのよ が明らかに別筆であると断定できるものが見いだせなかっ

うに理解すべきなのだろうか。受信地の遷陵県で書き直し

そして何よりも当面の関心に関わる問題として、 たのだろうか。仮にそうならば、何のために書き直すのか。 出土地で

掲諸簡の本来の姿は単独簡ではなかったのではないか、 態の簡牘が使われた可能性があるのではないか、 即ち、上

いう疑問がおこるのである。

する際に単独簡を用いるよう規定されていたこと、③整っ のがあること(簡一~簡三)、後述の如く、②帳簿を送付 たと考えている。それは、①「牘北」に書いたと称するも この点について筆者は、オリジナルも単独簡を用 いて

書き直したとするならば、その際オリジナルとは異なる形 -111 -

に書いて送付した、ということは認められよう。

三は戸曹から県に発信された文書であるが、受信・発信記 さて上記以外の簡にも触れておこう。簡一は倉から、 簡

した文書で、発信記録があることから、庫に保管された控 れないが、詳細は不明である。また簡六は庫から県に発信 え文書と考えられる。従って、全文同筆に見えるけれども、

録がないので、送付されず倉や戸曹におかれた文書かもし

保管する文書にも単独簡が使われたことがわかる。 このように、帳簿やリストを一枚の木簡に箇条書きする

それは問題ない。これらの諸例から、送付せずに発信元で

が冊書の形をとっていたことは間違いないだろう。以下の えられていることからすれば、帳簿を送る場合、帳簿本体 こと自体は、居延にも少なからず例がある。しかし、その では送り状に、「移~簿一編」などと、帳簿が編を以て数 ないし、帳簿類と送り状を同じ簡に書いた例もない。居延 ように箇条書きされた木簡を実際に送付した例は確認でき

> 葆與官大奴杜同俱移簿大守府名如牒書到出入如律令 金關都尉史曹解掾 居攝二年三月甲申朔癸卯居延庫守丞仁移卅井縣索肩水

居延庫丞印 嗇夫當發\_

七三EJT八:五一A

君門下」

七三EJT八:五一B (幅三七㎜×長二七〇㎜

官大奴杜同年廿三

「三月辛亥」□

七三EJT八:五二A

……七三EJT八:五二B (幅一四㎜×残長二三七㎜

どのファイル機能が必要だからと考えられており、 る。それでは、単独簡を多用する里耶では、帳簿にファイ 土の永元の兵釜磑簿はその好例としてよく取り上げられ 般に帳簿類が冊書の形態をとるのは、データの追加な 居延出

ように、里耶にも必ずや冊書形態の帳簿が存在したであろ 延において、帳簿やリスト類に、冊書も単独簡も使われた

どちらを選択するかは、

目的や用途によるのである。

ル機能は不要だったのだろうか。そうではないだろう。居

をとることは徹底している(EJT八:五二がリスト部分)。

金関出土簡のように、たとえリストの内容が一項目しかな

わざわざ一枚の木簡を別につけるほど、冊書の形

」内は別筆

同じ帳簿類でも、居延と里耶では異なる視点で処理してい

たということであろう。

②送達された文書のオリジナル、及び発信文書の控え

ことを示す。 す。なお便宜のため、 文書+遷陵県が発信した文書の控え、の三種類にわけて示 が発信した文書の控えのみ、遷陵県が受信したオリジナル した。←は上行文書、 以下に、遷陵県が受信したオリジナル文書のみ、遷陵県 →は下行文書、↑は平行文書である 各簡の最後に簡単な文書の流れを記

●遷陵県が受信したオリジナル文書のみ

廿八月七月戊戌朔乙巳啓陵郷趙敢言之令々啓陵捕

=獻鳥得明渠

簡一〇

雌一以鳥及書屬尉史文令輸文不肎受即發鳥送書削

士去

其名以予小史適々弗敢受即詈適し已有道船中出操

= 楫以走趙奊

**詈趙謁上獄治當論々敢言之令史上見其詈趙** 七月乙卯啓陵郷趙敢言之恐前書不到寫上敢言之 Œ

= 貝手

七月己未水下八刻□□□以來/敬半

貝手

\*遷陵県↑啓陵郷 (背)八—一五六二 (幅二七㎜

(オリジナル)二通

と

遷陵県

における受信記録

簡一一 六月丙午洞庭守謂遷陵嗇夫□署遷陵亟論言史署中 ☑未朔己未巴叚守丞敢告洞庭守主卒人可令縣論☑ 卒人卒人已論它如令敢告主不疑手,以江州印行事

=曹發它

如律令/和手

☑佐惜以來/欣發

八一六一+二九三+二〇一二(幅三七㎜)

\*巴郡→ 洞庭郡→遷陵県(オリジナル)と 洞庭郡 (洞庭郡で巴郡からの文書を再録 遷陵県に

おける受信記録

●遷陵県が発信した文書の控えのみ

卅三年二月壬寅朔々日遷陵守丞都敢言之令曰恒以 朔日上所買徒隸數・問之毋當令者敢言

定 背

□月庚午水下五刻士五宕渠道□邑疵以來/朝半	〕	
貳春下卒長奢官/□手/丙子旦食走郵行□	旦守府卬行	主下券以律令從事/壬手/七月乙亥旦守府卬行
從事傳別書	陵守丞巸告倉	謁令倉守敢言之·七月甲子朔乙亥遷陵守丞巸告倉
/驕手/八月甲戌遷陵守丞膻之敢告尉官主以律令	石爲付券一上	言令佐贛載粟啓陵郷今已載粟六十二石爲付券一上
尉皆勿留/葆手		慶書
= 寫上洞庭(正)	言之廷下倉守	簡一四 卅四年七月甲子朔癸酉啓陵郷守意敢言之廷下倉守
□軍吏在縣界中者各告之新武陵別四道以次傳別書		書の控え
= 嗇夫聽書從事□	が発信した文	●遷陵県が受信したオリジナル文書と遷陵県が発信した文
□一書・以蒼梧尉印行事/六月乙未洞庭守禮謂縣		
=律令取□□	記録	*遷陵県→倉(控)と 遷陵県の発信記録
告琅邪尉毋告琅邪守固留費且輒卻論吏當坐者它如	八一一五六〇)	
=物故當辟徵遝☑	言手(背)	後九月辛巳旦守府快行
琅邪守四百卅四里□可令縣官有辟吏卒衣用及卒有		= 定其符它如律令 (正)
=徒治即□□□	啓	=以辛巳視事以律令假養襲令史朝走啓
簡一五 □亥朔辛丑琅邪叚守□敢告內史屬邦郡守主琅邪尉	倉嗇夫令史言	簡一三 卅一年後九月庚辰朔辛巳遷陵丞昌謂倉嗇夫令史言
(控)、遷陵県における発信記録と受信記録	遷陵県の発信記録	*洞庭郡←遷陵県(控) と 遷陵県の
*遷陵県↑啓陵郷(オリジナル) と 遷陵県→倉	四(幅二八皿)	八一一五四
八一一五二五(幅二七㎜)	圂手(背)	二月壬寅水十一刻々下二郵人得行
七月乙亥旦□□以來/壬發 恬手(背)	卸	之

## 洞図(背)(八—六五七)

(控)と 遷陵における受信記録と発信記録洞庭郡→遷陵県(オリジナル) と 遷陵県→尉→尉のの文書を再録)

ら指摘されてきた通りである。という、居延と同様の処理が行われていたことも、当初かに受信したオリジナル文書のあとに発信文書の控えを書くた控え文書にも単独簡が使われたことが確認できる。さらた控え文書にも単独簡が使われたことが確認できる。さら以上の例から、帳簿以外の、通常の文書の送付にも、ま

るので、表裏を使って書いてもよいのであろう。これによっのように、発信文書が正面から背面に回っているものがあ手」が記されるのが通例である。ただし、簡一○や簡一四信した文書の本文が、背面には、受信・発信の記録と「某さて書き方としては、いずれも正面に、受信あるいは発

中には簡一二や八―一五五九のように、三行目に「之」一書も含めてみても、三行あるいはそれ以上のものが多い。は、三行書きへの意識である。上掲の諸簡以外の単独簡文編綴を想定しないことと関連して指摘しておきたいの

て編綴が想定されていないことが理解できる。

一五二・八―一五六三など、遷陵発信文書控えでは八―一まま残すものがある(遷陵受信オリジナル文書では八―おから2行をつめて書き、三行目以降のスペースを空白の右から2行をつめて書き、三行目以降のスペースを空白の右から2行をつめて書き、三行目以降のスペースを空白の右から2行をつがある(遷陵受信オリジナル文書では八―一五二・八―一五六三など、遷陵発信文書控えでは八―一年ま残すものがある。

るが、ともに三行を意識したという点では同じである。と、二行書いて三行目を残すことは一見正反対のようであ五八など)。このように2行で書けるのに三行にすること

ことから里耶においても、編綴する簡は、おそらく一行かる簡の中で、三行以上書かれたものは見当たらない。この既発表の里耶秦簡を見る限り、編綴されていたと思われ

二行が標準だったと思われる。これに対して牘は、三行あ

の単独簡と比較検討してみたい。里耶の記載事項はおよそそれでは次に、これらの文書の記載事項をまとめ、居延るいはそれ以上書くものだという意識が感じられる。

以下のようになる。

# I 上行文書「年月日 発信者 敢言之

### 本文 敢言之」

下行文書「年月日 発信者 謂 受信者

本文 如律令・以律令従事など」

平行文書「年月日 発信者 敢告 受信者

本文 (它如律令・以律令従事)

敢告\_

Ⅱ「某手」

Ⅲ 「某発」あるいは「某半」

某行」(時刻のない場合もある) 受信記録「月日時某以来」あるいは発信記録「月日時

書と単独簡が区別されていたからであるが、里耶において用いられない。それは公式性あるいは格の高さの点で、冊した文書は冊書に書かれるのが通例であり、板状単独簡はとほとんど同じである。先に述べたように、居延ではこうとほとんど同じである。先に述べたように、居延ではこう上に示した書式は、居延漢簡における整った書式の文書

な冊書がきわめて少数であるため、冊書との比較検討がで

高さを示しているともいえる。ただ、

現時点では復元可能

る。合

例えば、

短期間に「某手」が替わっている例がやや不可解であ

は、少なくとも正式な書式の文書が単独簡という形態をと

ることに、問題はないようである。これは単独簡の地位の

めておきたい。 延との比較において単独簡の地位の高さを指摘するにとど 文書の種類があったのか、なども不明である。従って、居 きない。また、里耶においても「書」とか「記」といった、

のように、複数、官職名と名を署名するのが通例である。 署名は、居延では「掾雲守屬延書佐定世」(四二・二〇)

次にⅡの「某手」について検討する。こうした書記官の

高村武幸氏は居延漢簡の複数署名の検討から、書記官は「常ある。それにもかかわらず単独署名であることについて、である。もちろん、県や郡には複数の書記官がいたはずでしかし、里耶では一人、しかも官職名のない名のみの署名

者」の具体的内容が文書作成の「責任者」だと仮定した場村氏のように考えるのが穏当であろう。ただ「監督・管理いう現象も理解できるわけである。単独署名の理由は、高氏が指摘する、同じ署名でありながら本文の筆跡が違うとた者」(傍点は角谷)ではないかとする。そう考えると、名している「某」は「書記官らを監督し文書作成を管理し名している「某」は「書記官らを監督し文書作成を管理し名している「某」は「書記官らを監督し文書作成を管理したが当場である。

簡一六 卅二年正月戊寅朔甲午啓陵鄉夫敢言之…(以下略)

敢言之(正)

正月戊寅朔丁酉遷陵丞昌郤之…(以下略)…

其以律令/氣手/正月

戊戌日中守府快行

正月丁酉旦食時隷妾冉以來/欣發

(八—一五七)

る。

壬手(背)

簡一七 卅二年三月丁丑朔 = 日遷陵丞昌敢言之令曰上

葆繕牛車薄恒

會四月朔日泰守府・問之遷陵毋┐當令者敢言之

(E

三月丁丑水十一刻=下二都郵人□廛行 尚手(背)

(八一六二)

0)

冊書の中に、

簡一八 卅二年四月丙午朔甲寅遷陵守丞色敢告酉陽

四月丙辰旦守府快行旁 = 丞主令史下絡帬直書已到敢告主 (正) 欣手(背)(八—一五八)

> 陵県発信文書である。書記の署名をみると、簡一六は氣、 簡一六の背面、簡一七、簡一八の正面は全て三二年の遷

簡一七は尚、簡一八は欣と、同じ年の正月・三月・四月の

書記の署名が全て異なっている。さらに翌三三年二月の遷 に短期間に書記官グループの責任者が交代しているのであ 同年六月の文書(八―七六八)には履とみえる。このよう 陵県発信文書(八―一五四)の書記の署名には圂とあり、

を明らかにするためであろう。「二年律令」賊律には、 そもそも書記名を記すのは、文書作成者の責任の所在

可行者、 勿論。

□□□而誤多少其實、及誤脱字、罰金一両。誤、其事

は、罰則規定があった。また里耶秦簡八―七五五~七五九 とあり、業務執行上支障が出るような書き間違いについて

卅四年六月甲午朔乙卯、 洞庭守禮謂遷陵丞、

丞言、徒隸不田、奏曰、

司空厭等當坐、皆有它罪、

(八一七五五)(正)

耐爲司寇、有書、書壬手、令曰、吏僕養走工組

織守府門勓匠及它急事不可令田、六人予田徒

(八—七五六)

延漢簡にも、「有書、書壬手」とみえる。この「有書」というのは居

行丞事謂甲渠鄣候、言、候長楊襃私使卒并積元壽二年十二月庚寅朔戊申張掖居延都尉博庫守丞賢兼

案褒私使卒并積一日燧長張

日賣羊部吏故貴酣五不日迹一日以上、燧長張譚毋状

請圧免、

有書、

E·P·T五九:五四八A

罷免を願い出たことに対する都尉府の返答である。ここにとみえる。これは甲渠候官が、候長楊襃と隧長張譚二人の

みえる「有書」とは、彼らの不行き届きに関する書類はちゃ

になる。ただ、ここで注意したいのは、そこに「書壬手」と、すれば、遷陵丞の主張には基づく文書がある、ということあろう。里耶の「有書」もこれと同じように理解できるとんとある、即ち証拠に基づいたものである、ということで

ための重要な記録だったことが確認できよう。 方からも、「某手」は、やはり責任の所在を明らかにする署名まで引用されていることである。こうした厳格なやり

だけではない。文書には「手」の他にも、「発」や「半」(開書かないのだろうか。実は単独かつ名のみの署名は「手」ならば、なぜ短期間で署名名義が代わったり、官職名をなめの重要な言義だったことが確認できょう

に、しばしば同じ文書の中に官職名を帯びて登場すること為者の名が記録される。もちろん、名のみでみえる人たちが官のみで記録される。もちろん、名のみでみえる人たちが官は「発」及び「半」も、官職名あるいは身分を明示せず名お一談上録)、「行」(発送記録)、「以来」(受信記録)など、行封記録)、「行」(発送記録)、「以来」(受信記録)など、行

そのものの未成熟と評価することもできるであろう。いることがわかる。また、「発」「半」に見える名は「手」いることがわかる。また、「発」「半」に見える名は「手」はいわゆる書記官が担当しているのである。令史や佐が担は、文書作成システムの未成熟、あるいは書記という官職というに職を持ってから、「某手」の某は令史や史、佐といった官職を持ってから、「某手」の某は令史や史、佐といった官職を持ってから、「某手」の某は令史や史、佐といった官職を持ってから、「某手」の某は令史や史、佐といった官職を持ってから、「某手」の

ただ、名のみで署名するのは佐や史といった属吏だけで

ないかもしれない。同じ佐でも「手」に出てくるときは名 組織のあり方や文書作成システム如何の問題にはとどまら がいわゆる書記官だけでないとすると、これは単に書記官 守や都郷守などの場合があるからである。名のみを記すの はない。これも邢義田氏が指摘するように、某には貮春郷

ことから推測するに、文書作成と送達は仕事の性質が違う のみだが、送達者として出てくる時は官職名を帯びている

実際の書き手は一体化したもの、そのような認識があった 誤解を恐れず言うならば、官署の長官など文書の発信者と、 立した業務であるのに対して、里耶における文書作成は、 のではないだろうか。文書を運ぶという業務が、一つの独

観念の存在が感じられるのである。 確にする必要がある一方、書記は発信者の手の延長の如き 成・処理されてゆく、そうした世界ではなかったのではな 担当部署の中で、所定のルートとやり方に従って文書が作 ように思えるのである。それは組織化され、独立した書記 いか。重大な書き誤りは処罰する、従って責任の所在を明

の解釈にも議論があるが、開封行為と考えてよいであろう。 居延においても、受信した文書自体に開封記録を書いた例 最後にⅢとⅣについて簡単に触れておきたい。「発」「半」

が某前

がある。

建始元年三月甲子朔癸未右後士吏雲敢言之 迺十二月甲辰受遣盡甲子積廿日食未得唯官移

以檄□史残曰食皆常詣官廩

(二八四・一

城官致敢言之

非得廩城官

董雲

(二八四 四

令史博發

君前

三月丙戌肩水庫嗇夫宋宗以來

(二八四·四B)

T五二:四一六B (「□日尉史□發□下」)、E·P·T五九: が君の前で発いた」という注記がある。こうした例はE・P 簡からなる冊書である。二枚目裏の中央部に、「令史の博 これは、右後士吏の雲から肩水候官に送られた二枚の木

四 九 B

JT七:二六(「騂北亭長発君前))やEJT八:五一(「嗇

(「即日士吏褒發門下」)、さらに肩水金関漢簡のE

夫當発君門下))など、少なからず見られる。これらの「某

(門下) に発く」という注記が、いずれも簡の背面

し、封泥が取り除かれた部分に記録したからではないだろ中央部にあるのは、簡の中央部にあった封泥を切って開封

うか。

封検の中央に、 対検の中央に、 大のであるのであれば注記する必要はないのだを長官の前で開封するのであれば注記する必要はないのだ開封した場所が記されるからである。そもそも全ての文書のがら、これは通例でない処理なのであろう。例えば、次のから、これは通例でない処理なのであろう。例えば、次のから、これは通例でない処理なのであろう。例えば、次のから、これは通例でない処理なのである。と表して表言というである。

居延令印

□甲渠發候尉前

□□□□以來

五五・一

破城子)

二など)。一方居延では、永田英正氏によって発信日簿と

配達人の名と日時、さらに時刻まで記録されている

簡

名付けられたものがあり、それは

も全て開封時に、文書本体に記録したと考えられる。記録を書くことはないのに対して、里耶では、通常の文書たと考えられる。つまり居延では、通常は文書本体に開封封方法の指定があった場合に限って、そのことが注記され「甲渠宛、候尉の前に発け」と書かれているように、開

最後に受信・発信記録であるが、受信記録は居延におい

王充印

ても

甲渠候官

閏月甲寅第七卒會以來 (三〇・一七 破城子)

のように、検や文書の裏などに月日と配達人が注記される。

感行」(八―一五一一)の如く、「行」、即ち配達記録であり、だ発信記録には違いがある。里耶では「九月辛亥水下九刻時刻が記されないこと以外は里耶と大きな違いはない。た

月丙申掾彊封 ●候長王彊王覇坐毋辨護不勝任免移名府●一事集封八

のようなものであった。ただ、これは文書本体に記された

ものではないし、あくまで封の記録であって配達記録では

ないため、配達人の記録はない。そこで里耶のように文書

本体に記録したものを探すと

# 元延四年九月戊寅朔戊寅不侵候□

□□命第七吏即日下餔時起(E·P·T四○:一四七B)謹移八月郵書課一編敢言之(E·P·T四○:一四七A)

た記録は控え文書(「書即日餔時起候官」EPT五六:六のような例がある。ここにも配達人の名はないが、こうし

- エー)などにも多数見いだすことができる。配達人の名

など)や、檄(「建武四年十一月戊戌起府」EPF二二・

は、里耶と居延で大きな違いはないといえよう。するのではないかと推測するが、受信・発信記録についてや時刻が必ずしも記されていないのは配達システムと関係

が選択された理由でもあるのではないだろうか。
簿作成及び点校システムともかかわるであろうが、単独簡の情報が文書本体に集約されていることである。これは帳全て居延と共通するものであった。ただ異なるのは、全て

### 4、単独簡多用の要因

例をあげ、居延漢簡と比較検討した。次に単独簡が用いらこれまで、里耶秦簡において単独簡が用いられている実

れる背景を考察してみたい。

まず、単独簡を用いるのは、

書き手が勝手に選択したも

^ こいせい しまい のではなく、規定にのっとった場合があることを指摘した

い。「二年律令」田律に、

上内史、恒會八月望。 官各以二尺牒疏書一歳馬牛它物用稾敷、餘見芻稾數、

律令」の規定とは帳簿の内容も違うし、内史に上ったもの「二尺の牒」に「疏書」することとされている。では、そ「二尺の牒」に「疏書」することとされている。では、そとあり、馬牛它物の用稟数などを内史に提出する時には、

作徒簿一牒」とあるように、帳簿を「疏書」した「二尺のでもない。しかし長さは四五・八㎝(=二尺)で、「疏書

牒」なのである。

大きい。)で、一面には、徒隷の受領と配置、人数、作業う注記によって計算した。拡大版の寸法はこれより若干長さ約三五㎝(図版につけられた「縮小二十分之一」といもう一例、八―一四五を挙げる。これは、幅約五・八㎝、

書かれ、もう一面には「□圂敢言之寫上敢言之/痤手」と内容を記したリスト(「作徒簿」の類)が6段にわたって

たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現に場合で「某月干支某(官職名)」となるはずである。そう年某月干支朔干支某(官職名)」となるはずである。そう年某月干支朔干支某(官職名)」となるはずである。そうたとみなしてよいだろう。この簡の場合、帳簿を「寫」したものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現か、簡五~簡とみなしてよいだろう。上部は断裂しているが、簡五~簡だものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現たものであるため、「にない」とか「疏書」という言葉は現たものであるため、「な書」という言葉は現たものであるため、「はいっ言葉は現たものであるため、「にない」という言葉は現たものであるため、「はいっ」という言葉は現たものであるため、「流書」という言葉は現たものであるという言葉は現るのであるためか、「にない」といいました。

と考えるのが自然であろう。もしそうならば、「二年律令」成した形態ではなく、やはり何らかの規定に基づいたもの送付されていることからすれば、里耶の単独簡は自由に作このように「二年律令」田律の規定と同じ形態で帳簿が

れないが、内容・書式からみて簡七と同類、即ち、

帳簿を

に疏書」するとは、長さ二尺で一行書きの細い簡を編綴す

ることだ、とも解釈できるからである。しかし先に見たよ

「疏書」した「二尺の牒」だと考えておきたい。

、 . . . . . . . . 。 の規定は、里耶秦簡の時代にあった規定を継承したものと

いうことになろう。

能性もある。しかし、「二年律令」は、始皇二五(前二二二)と考えられており、従って先の田律が漢以降に成立した可一般に「二年律令」の「二年」は、呂后二年(前一八六)

年~二世皇帝二(前二〇八)年とされる里耶秦簡とは時期

的に近く、睡虎地や龍崗出土秦律との共通性も指摘されて

それが秦律を継承している可能性は高いのである。いる。つまり、たとえ漢代に成立した律であったとしても、

ける牒は一般に一行書きの細い簡であるから、「二尺の牒簡の形状を規定するものではない。しかも、居延漢簡におしれない。そもそも「疏書」とは箇条書きの意であって、ただ「疏書」と「牒」の理解については問題があるかも

た形態は、簡そのものが「疏」たれているがゆえに「疏書」たくましくするならば、そもそも、一行書きの簡を編綴し独簡に箇条書きすることを「疏書」と称していた。想像をうに、里耶では複数行書いた簡も牒と呼ばれていたし、単

とはいわなかったのではないだろうか。

さて、使用する簡牘についての規定があったことをみたさて、使用する簡牘についての規定があったことをみたが、素材についてもみておこう。「二尺の牒」の実例としばずである。「牒」は、素材を限定する言葉ではないし、竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹竹でもあるである。して、実事を育司と書り見言とも

して注目すべきである。

このように、牒に疏書する規定、木簡の材料確保と作成

このことを示すものとして、雲夢秦簡司空律の規定をあ

げておきたい。

· 蘭以枲萷(鼎)之。各以其奪(穫)時多積之。(一三方者乃用版。其縣山之多茾者、以茾纏書、毋茾者以蒲、令縣及都官取柳及木楘(柔)可用書者、方之以書、毋

方と版の違いはよくわからないが、いずれも木であることして書写する。方がなければ版を用いよというのである。柳や、書写に適した柔らかい木を採取し、それを「方」

居延においても、

程度あるし、J一⑯―五は表裏で約三〇〇字に及ぶ。また

けられていたわけではない。里耶においても、文字数以外

冊書と単独簡は、文字数の多寡で使い分

存在は、里耶において単独使用の木簡が多いことの背景とこの方や版は編綴せずに用いるのである。こうした規定のではなく「纏」、即ち編むのではなく束ねるというのだから、や版に用いるためのひもであろう。そのひもを用いて、「編」は間違いない。そして後半部分にみえる丼や蒲は、その方は間違いない。

なぜなのだろうか。おいてそれを志向した結果だと考えられよう。ではそれは、多用は、現場が適宜選択した結果ではなく、むしろ中央にに関する規定を見ると、里耶における木簡、特に単独簡の

⑤―七などは、いずれも表裏あわせて一六〇字~二〇〇字いからではない。簡一五や八―一三五、J一⑨―四~Jー郡において単独簡が多用されるのは、文書の文字数が少な耶において単独簡が多用されるのは、文書の文字数が少な事は文字数であった。これは、字数の多い書籍が冊書であることを思い浮かべるだけで十分納得できる。しかし、里準は文字数であった。これは、字数の多い書籍が冊書であることでは、明礼において、編綴と単独使用の使い分けの基準は文字を表表して、

じる段階ではないかもしれないが、現時点での見通しを述 にも満たないので、使い分けの原則や、その理由などを論 半数以上が無字簡という)の内、二六〇〇点弱と、一四% 秦簡は、一九〇〇〇点弱(出土した三八〇〇〇余点のうち、 にも理由を求めるべきであろう。現在公表されている里耶

### 5 里耶秦簡にみる「厳格さ」と「未熟さ」

でのところ実際に報告した例は知られていなかった。それ 詔書の伝達に際して求められていたようであるが、これま 書の内容に対する返答を求めたものではなく、文書を受領 さである。例えば居延漢簡には、文書の受領報告を求める したことの報告を求めた文言である。こうした受領報告は、 「書到言」とか「相報」という文言がみえる。これは、文 いて考えてみたい。まず指摘できるのが、居延以上の厳格 してきたが、その結果をふまえて、単独簡多用の理由につ これまで里耶秦簡の単独簡を居延漢簡と比較しつつ検討 里耶秦簡には複数例見いだされ、少なくともこの段階

げておく。

簡 一九 卅二年四月丙午朔甲寅、少内守是敢言之、廷下御 = 史書、舉事可為」

恒程者洞庭上帬直、 書到言、今書已到、敢言之

卅二年四月丙午朔甲寅、 遷陵守丞色敢告酉陽

(正)(八—一五三)

= 丞主令史下絡帬

直、書已到、敢告主

(正)(八一一五八)

簡二二 廿九年十二月丙寅朔己卯、 司空色敢言之、廷令隸

= 臣□行

書十六封日傳言、 今已傳者敢言之

(正) (八—一五二四)

卅年十一月庚申朔丙子、發弩守涓敢言之、廷下御

= 史書日

簡二二

□治獄及覆獄者或一人獨訊囚嗇夫長丞正監非能與

□□殹不參不便書到尉言・今已到敢言之

(正)(八—一四一+八—六六八)

簡二一には、「傳言(傳えらるれば言え)」という文言が

では実際に報告していたことが確認できた。以下に例を挙

報告を求める文書の範囲が広いように思われる。そもそもおった、詔書の受領報告を求めていた居延に比べて、受領が、一六通全でが詔書であったとは考えにくく、これはは一六通一括で報告しているにすぎないであろう。そうが、一六通全でが詔書であったとは考えにくく、これはが求められる文書の種類についても違いがありそうであが求められる文書の種類についても違いがありそうであ

みえるが、これは居延では確認できない。また、受領報告

書有亡者、亟告官。隷臣妾老弱及不可誠仁者勿令。書行·傳書、受書、必書其起及到日月夙莫、以輒相報殹。

廷辟有曰報、宜到不來者、追之。行書

こうした受領報告は

(雲夢秦簡 一八四~一八五)

だろう。 るが、この「書」とは詔書に限定されていたのではないのという律の規定に基づくものであることは周知の通りであ

開封と、文書処理の各過程における逐一の詳細な記録をあもうひとつ厳格さの例として、文書作成、発送、受信、

れている。

こと、また配送記録には配達人の名も記録されることなど、当者名が記録されていた。こうした記録は居延でも基本的は月日・時刻と担当者が、文書作成と開封に当たっては担げておきたい。すでに検討したように、受信・発信の際に

さて、以上のような厳格さの一方で、未熟さが感じられ

そのものに書き込まれている点が特徴的である。

居延に比べて厳格である。しかもこれらの記録が全て文書

郷に「倉守の慶の書」を送っているが、それを県廷が「下」、未確立なことである。例えば簡一四では、遷陵県廷が啓陵が交代することである。もう一つは、書式上の身分秩序がることがある。一つはすでに述べた、書記官署名において

にも用いられ、これに対応して通常の上行文書においても居延では詔書の下達に限って用いられる「下」が詔書以外すと言い、啓陵郷は県に券を「上」している。このように、

里耶では簡一、簡二、簡四などのように、「上」が用いらは「敢言之、謹移~一篇、敢言之」と、「移」字を用いるが、

「上」が用いられている。帳簿の送達においても、

居延で

けがあったのではないかと推測する。 定な段階では冊書を、 枚の木簡に集約されること、即ち安全・確実にあるからで の流れと、文書処理の記録が、脱簡・錯簡の心配なく、一 か。なぜならば単独簡の特徴は、一つの事案に関する文書 とすることもあるのではないだろうか。そしてこの未成熟 未成熟は矛盾するわけではない。厳格さは、未成熟を背景 書制度における未成熟さが感じられるのである。この厳格 ある一方、官僚制度における書記官の未確立、 以上のように、里耶秦簡においては居延以上の厳格さが おそらくファイル機能が必要な段階、 単独簡への志向の背景ともなっているのではない 法家理念によるものではあろう。しかし、厳格さと 帳簿が単独簡で送付されるのも、 確定後の帳簿は単独簡という使い分 同様の理由であろ 即ち内容の未確 あるいは文

で、推測を重ねた結果である。しかし敢えて検討したのは、で、推測を重ねた結果である。とが驚きだったからである。なぜなら、単独簡は文字の修とが驚きだったからである。なぜなら、単独簡は文字の修正がしにくく、また整理や保管もしにくい。従ってメモか及び整理、それらに基づく点校制度、さらに文書の伝達システムなど、全国規模で展開される文書行政のいわば草創ステムなど、全国規模で展開される文書行政のいわば草創ステムなど、全国規模で展開される文書行政のいわば草創ステムなど、全国規模で展開される文書行政のいわば草創よい、それが単独簡だったのかもしれない。単独簡は決しよい、それが単独簡だったのかもしれない。単独簡は決しない、それが単独簡だったのかもしれない。単独簡は決しない、推測を重ねた結果である。しかし敢えて検討したのは、

このように考えると、文書行政上のシステムや秩序が確独簡の地位が高いのは間違いないと思う。

立・成熟してくると、その位置づけは当然変化するはずで

た即物的な条件はもちろんだが、簡牘が動きまわる行政とであろう。簡牘の形態やその意味は、木や竹そして紙といっに位置するようになるのはそのためではないか。さらにそある。居延における単独簡が、公式性や格の点で冊書の下

#### まとめ

簡が全面的に公表されていない段階での時期尚早な考察それを文書制度、官僚組織の未成熟に求めてみた。里耶秦以上、里耶において単独簡が多用された理由をさぐり、

する。 位置づけの変化は、そうした政治・社会の変化を知る窓口 には人間関係のあり方の変化など、さまざまな情況を反映 いう場における組織や制度、より大きくは統治理念、 里耶、 居延そして呉簡及び魏晋簡における単独簡の さら

#### 注

となろう。

本稿で使用した簡牘の図版及び釈文は以下の通り。

「里耶秦簡 (湖南省文物考古研究所編著 文物出版社 \_\_

里耶秦簡牘校釈 (第一巻)』 (陳偉主編 一二年) 武漢大学出版社 \_\_

「肩水金関漢簡(壹)』甘粛簡牘保護研究中心・甘粛省文物考古研 中国社会科学院簡帛研究中心編 究所・甘粛省博物館・中国文化遺産研究院古文献研究室 中西書局 二〇一一年

『張家山漢墓竹簡 [ 二四七號墓 ]』 文物出版社 二〇〇一年

腄 虎地秦墓竹簡』 睡虎地秦墓竹簡整理小組 文物出版社 九

居延漢簡 図版之部』(労幹 中央研究院歴史語言 研究所専刊之

居延新簡 二十一 一九五七年初版 (甘粛省文物考古研究所·甘粛省博物館·文化部古文 一九七七年再版

献研究室・中国社会科学院歴史研究所編

文物出版社

四月甲午迹盡丁未十四

H

#### 九九〇年)

1 土木簡の研究』二〇〇三)及び拙稿「簡牘の形状における 司「漢簡所見文書考―書・檄・記・符」(富谷至編 書という文書の種類及びその意味については、 『辺境出 鷹取

2 倉、庫、戸曹にあるべき文書が遷陵県の受信あるいは発信 と井戸の位置などが問題になるであろうが、今は詳述する 署が、県廷と近い位置にあった可能性を示すに止めておき 準備ができていない。 く。これは県廷の構造や、 文書と同じ井戸から出土するのはなぜか、という疑問がわ 簡牘の内容から、 諸曹及び管轄機関との距離関係 それら諸機関や官

3 例えば以下のような例がある。

月晦日食馬二斗

月二日食粟二斗

三日食二斗

孫卿食馬廩計

四日二斗

十月廿三日食馬二斗

四 · A 博羅松治、

三月廿九日 甲渠候史公乘徐恵倩日迹簿 神爵四年二月丙申視事初迹盡晦 廿九日 以上第

七月廿九日

八月卅日 若

九月廿九日

四月戊申疾盡五月丙子廿九日不迹

凡迹積二百六日

五月丁丑有廖視事迹盡晦十六日

以上第二・三欄

富谷至『木簡·竹簡の語る中国古代』(岩波書店 二〇〇三)。 E·P·T五三:三八(二三六m×二七m

 $\widehat{4}$ 

5 卅一年五月壬子朔辛巳將捕爰假倉茲敢 言之上五月作徒薄及最卅牒敢言

五月辛巳旦 佐居以來 氣發 居手(背) 八—一五五九

6 卅二年四月丙午朔甲寅少内守是敢言之廷下御史書舉事可為一 四月甲寅日中佐處以來/欣發 恒程者洞庭上帬直書到言今書已到敢言之(正) 處手(背)八—一五二

7 廿八年七月戊戌朔癸卯尉守竊敢之洞庭尉遣巫居貸公卒 安成徐署遷陵今徐以壬寅事謁令倉資食移尉以展約日敢言之 七月癸卯遷陵守丞膻之告倉主以律令從事/逐手即徐□入□

8 卅二年四月丙午朔甲寅遷陵守丞色敢告酉陽

癸卯朐忍宜利以來/敞半

齮手

(背)

八一一五六三

丞主令史下絡帬直書已到敢告主 Œ

居延漢簡における書式を検討したものとして、拙稿「中国 四月丙辰旦守府快行旁 欣手 (背) (八一一五八)

10 9 板状単独簡に整った書式は書かれないとしたが、上行文書 古代下達文書の書式」(『簡帛研究』二〇〇七 広西師範大学 1010年)。

> とを求める内容で、形態は、 においては若干例外がある。それは借金を俸給で支払うこ 上行文書の記によく見られる

ように、単独簡の真ん中に封泥を置くための空白をもつも

のである。例えば、

長寧常交錢六百願以七 陽朔元年七月戊午當曲 月奉錢六百償常以印爲信敢言之 燧長譚敢言之負故止害隊

〔簡側切込〕 E・P・T五二:八八A

E·P·T五二:八八B

辛巳…」で、E・P・T五二:五二一が「正月甲子…」で ただ同類の簡のうち、E・P・T五一:二二五が「十二月 甲渠官

 $\widehat{11}$ 後にもあげるように、八―七五五~七五九が冊書とされて 始まるように、年号が省略されることがある。

いる (『里耶秦簡牘校釈 (第一巻)』)。

 $\hat{1}\hat{2}$ 居延における記という文書の特徴の一つとして、「官告~」「告 ~」で始まる簡略な書き出しがあるが、里耶には「敢告~」

敢告尉以書到時盡將求盜戍卒喿(操)衣器詣廷唯毋遺 八—一五五二 (一四㎜×三六六㎜)

で始まる一行書きの簡がある。例えば、

敢告司空主□十二月□ 八—一二八五 (九㎜×一三一㎜~)

□□將其求盜詣廷會庚午旦唯毋失期

簡の形状が一五五二と似ているため同類の可能性があるも 最後の一二五二簡は上が断裂していて不明だが、内容・文章 八—一二五二 (一五㎜×二七八㎜~)

のとして掲げた。

いずれも遷陵県から管轄下の尉や司空に

延の記と同じ使い方だということになる。 たものと考えられる。仮に後者だとすると、 えか、あるいは受信者がこの木簡をもって県「廷」に「詣」っ る。そうすると、これは遷陵県に保管された発信文書の控 らも、おそらく一枚で完結していたのではないかと想像す も文意及び簡の最後に三㎝以上の空白を残していることか はこれ一枚で文章が完結していると思われるが、 下した文書で、一行書きの長い簡を用いている。一五五二 次にあげる居 五五

會餔時輔上行 與廿一卒滿之 (簡左右側有刻齒

官告候長輔上

記到輔上馳詣官

詣官欲有所驗

毋以它爲

E·P·T五六:八八A

これは甲渠候官から第十七候長に宛てた文書であるが、そ に持って来たものと考えられている (藤田高夫「官記偶識」 れが候官から出土していることから、これは受信者が候官 第十七侯長輔上 『関西大学文学論集 』 五六巻二号、二〇〇六)。先の三枚の 故行 E·P·T五六:八八B

だ類例が少ないため、 置づけを考えるにあたって重要な資料となる。ただ、いま 書に、長い一行書きの簡を用いたことになり、単独簡の位 里耶簡がこの記と同類のものならば、里耶ではこうした文 定させたいと思う。 いましばらく資料の増加を待って確

13

のような役割を持った人物かはよくわからない。それは居 里耶秦簡において、文書に付された「某手」の「某」がど

> ことをお断りしておきたい。 と記しているが、これはあくまでも便宜的な言い方である でない。従って本稿で文書の最後に見える「某手」を書記 るが、彼らが具体的にどのような役割であったかは明らか 延においても同様で、書佐・令史・掾などの官職名がみえ

14 高村武幸「公文書の書記官署名―里耶秦簡・居延漢簡 例から―」(『中国出土資料研究』第九號 二〇〇五)。 の事

これに類した言い方として「有教」がある。 官告吞遠候長黨不侵部 自言有 卒宋萬等自言治壊亭當得

處食記到廩萬等母令

15

(左側中部有刻齒形槽

置馳吞遠候長黨

これは長官名の発信ではないが、この命令は候の教に基づ E · P · T五一 · 二 三 三 B

邢義田「"手、"半、、"曰啎曰荊、與 "遷陵公、 初読之—」(簡帛網 武漢大学簡帛研究中心 http://www 里耶秦簡

いて発している、という意味だと考えられる。

16

17 佐や令史が官職名を帯びて出てくる例として、 卅一年後九月庚辰朔辛巳遷陵丞昌謂倉嗇夫令史言

bsm.org.cn/show\_article.php 2012)

後九月辛巳旦守府快行 定其符它如律令(正 以辛已視事以律令假養襲令史朝走啓 言手 (背)八—一五六〇

卅一年五月壬子朔辛巳將捕爰假倉茲敢

-129-

E·P·T五一·二一三A

## 言之上五月作徒薄及最卅牒敢言

之 (正

文書」と解する。

(18) 邢義田氏 注(16) 論文。発は居延と同じく開封の意と思われる。「半」について邢義田氏は「分判」あるいは「打開われる。「半」について邢義田氏は「分判」あるいは「打開ない 無義 居手(背)八――五五九

 $\hat{2}\hat{3}$ 

幅広簡の素材としては一般的ではないだろう。

(19) 文書そのものではなく、受信記録帳簿とでもいうべきもの中にも時刻が書かれた例がある。以下に典型的なものを挙げる。「発信部署名 封の数 某印 宛先と文書数 県廷この他にも司空曹・尉曹が検出できる。これらは遷陵県廷この他にも司空曹・尉曹が検出できる。これらは遷陵県廷で書が、諸曹から県廷某所に持ち込まれた時の記録ではないだろうか。諸曹が自ら県外に発信できなかったことがわいだろうか。諸曹が自ら県外に発信できなかったことがわかる。

《八一二七三+八一五二〇》 獄東曹書一封洞庭泰守府廿八年二月甲午日入時牢人以來

臣羅以來 (八—一八八六)獄南曹書三封丞印二詣酉陽一零陽/卅年九月丙子旦食時霴廿七年五月戊辰水下五刻走荼以來 (八—一五三三)戸曹書四封遷陵印一咸陽一高陵一陰密一競陵

解題」(『東方学報』第七六册 二〇〇四)など。(21)「二年律令」の性格については、宮宅潔「張家山漢簡《二年律令

20

永田英正

『居延漢簡の研究』(同朋舎

一九八九)

の平面をとるためには、幅に制約を受けることは免れず、であるし、多少の湾曲が見られるなど、竹の性質上、全くであるし、多少の湾曲が見られるなど、竹の性質上、全く四四の竹簡が出土している(『文物』一九七五―九)。この22)湖北省江陵県鳳凰山一六八号墓からは、幅四・一四~四・

司空(正)十月戊寅走己已以來/懭手□手(背)(八─一三五)司空(正)十月戊寅走己已以來/懭手□手(背)(八─一三五)為賣券移遷陵弗□□屬Ⅲ謁報敢言之/九月庚辰遷陵守丞敦為賣券移遷陵弗□□屬Ⅲ謁報敢言之/九月庚辰遷陵守丞敦為賣券移遷陵弗□□屬Ⅲ謁報敢言之/九月庚辰遷陵守丞敦為司空自以二月叚狼船何故弗□辟□今而Ⅳ誧曰謁問覆陵公船一袤三丈三尺名曰□Ⅰ以求故荆積瓦未歸船狼屬司馬陵公船一袤三丈三尺名曰□Ⅰ以求故荆積瓦未歸船狼屬司馬陵公船一袤三丈三尺名曰□Ⅰ以求〉(请)(八─一三五)

艫野王丞忠下郡右扶風漢中南陽北地大守承書從事下當用者(24)例えば、

以道次傳別書相報不報

に―」(『中国古中世史研究』第二四輯 中国古中世史学会の文書伝達形態―里耶秦簡J1(16)5とJ1(16)6を中心める文言だが、伝達方法が異なるという。同氏「秦漢時代鷹取祐司氏によれば、両者はいずれも文書受領の報告を求

二〇一〇年)。

-130-